

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
株式会社進栄	常陸大宮市田子内町 3200－ 1	2-004222

注) 業者番号「2－」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和8年7月15日～令和8年9月14日 (2ヶ月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する建設工事

4 事実概要

(株進栄は、常陸大宮土木事務所発注の 06 国補街整第 06-33-358-9-001 号道路改良舗装工事(その1)の工事現場において、安全管理の不適切により、公衆に重傷者を生じる事故を起こした。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成2年常陸太田市告示第21号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第1第6号(3)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (1)、(2) 略 (3) 公衆に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者が生じたとき。	2 か月以上 3 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111